

平成27年度 大阪市留守家庭児童対策事業 補助金交付申請にかかる説明会

平成27年3月

大阪市こども青少年局青少年課放課後事業グループ

平成27年4月以降の考え方

基準条例施行により影響する主な項目・内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)が公布され、大阪市においても9月に条例を制定しました。

平成27年4月からは、基準条例の内容を遵守していただくことが前提となり、そのうえで補助金交付要件を満たす必要があります。

項目	現 行	施 行 後
1、支援の対象 (要綱 第3条)	小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により屋間家庭にいないもの。	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により屋間家庭にいないもの。 ※障がい児は中高生も対象(第6条4項)→変更なし ※労働等とは、保護者の疾病や介護なども該当→変更なし
2、児童の利用人数 (要綱 第4条)	利用登録している留守家庭児童数10人以上であること。 ※週4日以上、障がい児は週3日以上	年間を通じて週4日以上利用登録している留守家庭児童数が、支援の単位毎に10人以上であること。 ※1つの支援の単位を構成する児童数：毎日利用する児童数+週4日・5日(障がい児は週3日含む)利用する児童数の平均利用人数
3、児童の集団の規模 (省令 第10条4)	— (事業所単位)	児童の平均利用人数が、45人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営するか、1つのクラブの中で、複数の児童の集団に分けて対応。
4、職員数 (省令第10条2、5 省令附則第2条)	1人以上 ※事業実施のための職員が確保されていること。	支援の単位毎に放課後児童支援員2人以上 ※うち1人以上は有資格者で、もう1人は補助員で代替可。 ※20人未満のクラブについては職員2人以上を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合は1人も可とする。(この場合の専任職員は「放課後児童支援員」であること。)
5、職員の資格要件 (省令 第10条3)	— ※事業実施のための職員が確保されていること。	下記の2つの要件を満たすことで有資格者となる「放課後児童支援員」の配置が必要 ①資格要件を満たしていること ②必須研修を修了すること(経過措置あり)
6、補助金単価基準	人数帯	1人単位 ※概ね40人(36~45人)ランクのみ人数帯
7、運営規定 (省令 第14条)	任意で規定	重要事項を含み、運営規定を設けなければならない。

2、児童の利用人数について(補助金交付要綱 第4条)

支援の単位を構成する児童の数については、国から下記の解釈が示されており、その考え方を基に算出することとします。

(平成26年5月30日 履児発0530第1号より)

【3の(4)支援の単位(基準第10条第4項)】

一の支援の単位を構成する「児童の数」とは、放課後児童健全育成事業が毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童との双方が考えられる事業であることに鑑み、毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)の平均利用人数を加えた数をいうものである。

なお、ここで「平均利用人数」は、登録時の利用希望日数を基に算出する。

«利用希望日からの算出イメージ»

	月	火	水	木	金	土
Aさん	○	○	○	○	○	○
Bさん	○	○	○	○	○	
Cさん	○	○		○	○	

利用希望日数	利用希望人数
6日／6日	1人
5日／6日	5／6人
4日／6日	4／6人

※月曜日～土曜日の6日間をベースにして、週の平均利用人数を算出します。

例)30人からの申込みのうち、10人が毎日利用、10人が週5日利用、10人が週4日利用の場合⇒10人+(10人×5/6日+10人×4/6日)=25人
15人(※小数点以下切り上げ)

この合計数が45人以下であれば、1の支援の単位を構成します。45人を超える場合であれば支援の単位を2つに分けます。

また、この合計数が定員数(専用区画の面積を1.75m²で除して算出した人数(※小数点以下切り捨て))を上回らないようにします。

【3、児童の集団の規模 省令第10条4】

4. 職員数について(省令 第10条2、5 省令附則第2条)

○ 平成27年4月当初から、開所時間帯を通じて、1の支援の単位ごとに職員2人以上の配置が必要です。

上記のうち、1人以上は放課後児童支援員資格取得研修受講資格をもつ職員を配置してください。

1. 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならぬ。
2. 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。
3. 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
☞ 詳細は次のページを参照
4. 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
☞ 「おおむね」の上限は45人以下とする。
5. 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならぬ。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。

例) おおさか学童クラブ

◆専用区画面積: 100m² (定員: 57人)

◆登録児童数: 60人 ×1

◆対象児童数: 53人 ×2

(内訳)

毎日(週6日): 30人、週5日: 15人、週4日: 15人
 $30 + (15 \times 5/6) + (15 \times 4/6) = 53$ 人

◆支援単位: 2単位

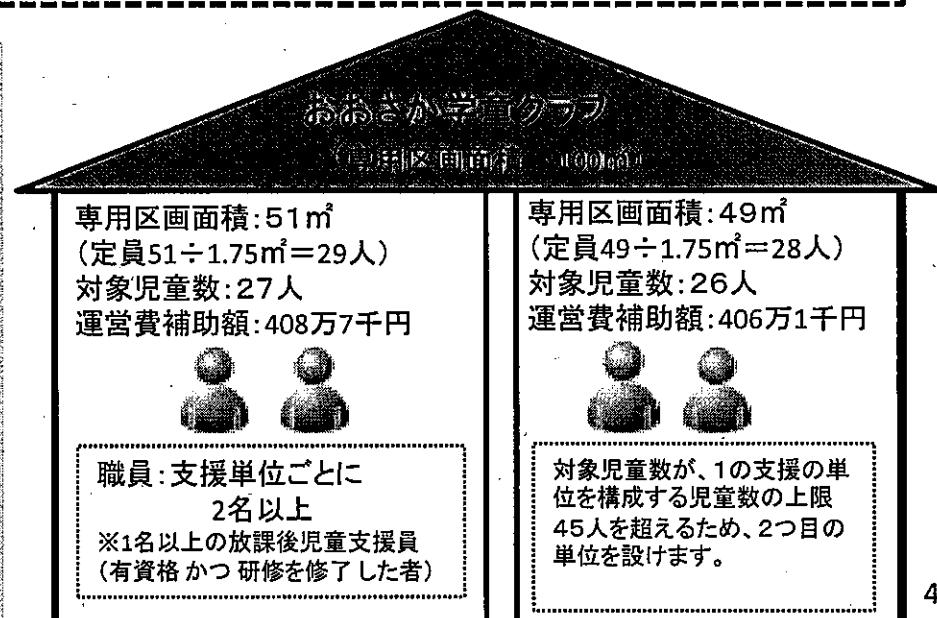
◆配置職員: 4人

◆運営費: 814万8千円

(内訳) 408万7千円 + 406万1千円

※1 登録児童数…利用申し込みした人数

※2 対象児童数…利用希望日数から算出した人数
(小数点切り上げ)



5、職員の資格要件について(省令 第10条3) ①

各号のいずれかに該当する者であつて

- 1、保育士の資格を有する者
- 2、社会福祉士の資格を有する者
- 3、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む)
若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による
12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大
臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という)であつて、2年以上児童福祉事業
に従事(※)したもの
- 4、学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 5、学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、
社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 6、学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相
当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- 7、学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれら
に相当する課程を修めて卒業した者
- 8、外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、芸術学若しくは体育学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修
めて卒業した者
- 9、高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した(※)者であつて、市町村長が適
当と認めたもの

※事業所において、従事した実績の証明書(参考様式「実務証明書」を発行していただく必要があります。

か つ

都道府県知事が行う研修を修了すること

※研修の終了については、平成32年3月31日までの間は、同日まで終了を予定する者も含める経過措置が設けられています。

5. 職員の資格要件について(省令 第10条3) ②

第3号にある「児童福祉事業」について

児童福祉法等により定められる、児童に係る福祉サービスを提供する事業や施設を指します。2年以上の従事実績の証明の際には、
①証明を行う事業所が児童福祉事業を運営していたこと及び②従事内容が児童に直接関わっていたことが証明されている必要があります。

【参考例】

- ◆児童福祉法に基づく事業(法第6条の3) ⇒ (第1項)児童自立生活援助事業／(第2項)放課後健全育成事業／(第3項)子育て短期支援事業／(第4項)乳児家庭全戸訪問事業／(第5項)養育支援訪問事業／(第6項)地域子育て支援拠点事業／(第7項)一時預かり事業／(第8項)小規模住居型児童養育事業／(第9項)家庭的保育事業
- ◆児童福祉施設(法第7条) ⇒ 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

第9号にある「放課後児童健全育成事業に類似する事業」について

放課後児童健全育成事業を含む児童福祉事業以外であっても、児童と継続的に関わる事業に従事し、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験があることで、その従事実績を基に基礎資格要件を満たすことができます。これらに該当する事業については、下記の2つに分類できます。

1. 文部科学省所管の「放課後子供教室」として実施している事業 ⇒ 本市では「児童いきいき放課後事業」が該当します。
2. 民間学童など、地方公共団体への届出を行わずに実施する類似事業 (1) 児童と継続的に関わる事業であり、遊びを通じて児童と継続的に関わる実務経験をした場合は、基礎資格要件を満たすことができます。(2) 単なる見守りの経験や、学習支援を目的とする塾等での経験については対象となりません。(3) 従事実績の証明内容のほか、証明書を発行する事業者の事業概要などから、類似事業に該当するかを判断します。

【参考】国からの解釈通知(平成26年5月30日 鹿児発0530第1号)より

3の(3) 放課後児童支援員の資格(基準第10条第3項)

同項第9号については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号では定められていないが、放課後児童健全育成事業が児童と継続的に関わる事業であることにかんがみ、資格要件の一つとして設けたものである。この「放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、放課後子供教室に継続的に従事していた者など、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者をいうものである。

(以下、別紙解釈通知より抜粋)

例えば、放課後子供教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊びの場を提供する事業(いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業など)において、児童と継続的な関わりを持っていた者等が考えられる。ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれないこと。なお、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者が対象であり、例えば、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持つ経験がない限り、対象とはならないこと。

7. 運営規定について(省令 第14条)



事業所ごとに次の各号を定めなければなりません

1. 事業の目的及び運営方針
2. 職員の職種、員数及び職務の内容
3. 開所している日及び時間
4. 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
5. 利用定員
6. 通常の事業の実施地域
7. 事業の利用に当たっての留意事項
8. 緊急時等における対応方法
9. 非常災害対策
10. 虐待の防止のための措置に関する事項
11. その他事業の運営に関する重要な事項

また



事業所は届出を行うこととなります

児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業を行う事業者は、あらかじめ大阪市こども青少年局青少年課放課後事業グループへ「放課後児童健全育成事業開始届(様式1号)」による届け出が必要です。

※届出に係る提出書類については、別添の「届出に係る提出書類一覧(放課後児童健全育成事業)」「事業開始時」欄に○印をつけたものが必須となります。

※提出部数 … 正副 2部 ご提出ください。

※提出期限

◆新規事業者様の場合…平成27年3月16日(月)まで

◆継続事業者様の場合…平成27年度の補助金申請書類と同時にご提出ください！

(整備法第7条第1項 整備法の施行の日から起算して3か月以内とする経過措置あり)

その他 (1)書類等の整備について



事業開始届の提出にあたっては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日付厚生労働省令第63号)の内容を満たす書類等の整備が整っているかをご確認ください。
未整備の場合は早急にご準備を！

※大阪市留守家庭児童対策事業実施承認申請書(新規)(様式1号)の裏面下段に記載している添付書類①～⑯もご参照ください。

□運営規定(省令第14条)

□職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備
(省令第15条)

□個人情報等守秘義務(省令第16条)

□苦情対応窓口の設置等(省令第17条)

□非常災害対策計画、訓練等(省令第6条)

□職員に対する研修機会の確保(省令第8条第2項)

□運営内容に関する自己評価及び結果公表の努力(省令第5条第4項)

その他 (2)

設備の基準(省令第9条第1項および第2項、大阪市基準条例第4条)

1. 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
2. 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.75m²以上でなければならぬ。
※利用者の生活の場としての機能が十分に確保される場所であることが必要であるため、事務室、便所等はふくまない。

(平成26年5月30日 鹿児発0530第1号、平成26年大阪市条例第102号より)

- ・遊び⇒室内である程度体を動かす
- ・生活⇒おやつを食べたり本を読んだりして、くつろぐ
- ・静養⇒こどもが体調の悪い時などに休息する

《専用区画の考え方》
 $10.0m \times 6.0m = 60.0m^2$
から①～⑤を引きます。

$$60.0 - (1.0 + 1.5 + 3.0 + 1.5 + 1.0) = 52.0m^2$$


$$\div 1.75m^2$$

定員は29人以下になります

※小数点以下切り捨て

